

## 議案第1号

### 市長の専決処分事項承認について

宇都宮地方裁判所足利支部令和元年（ノ）第4号所有権移転登記手続請求調停事件に関する調停案の受諾について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

### 理由

本所有権移転登記手続請求調停事件に関する裁判所の調停案を受諾し、及びこれを早期に解決するため専決処分したものです。

専決第18号

所有権移転登記手続請求調停事件に関する調停案の受諾について

宇都宮地方裁判所足利支部令和元年（ノ）第4号所有権移転登記手続請求調停事件に関する次の調停案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求むべきところ、緊急に処理する必要があるため、同法第179条第1項の規定により専決処分します。

令和元年12月19日

佐野市長 岡部正英

調 停 案

1 事件名

宇都宮地方裁判所足利支部令和元年（ノ）第4号所有権移転登記手続請求調停事件

2 調停の当事者

原告



被告

栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市

上記代表者 市長 岡部正英

3 調停の内容

- (1) 被告は、原告に対し、別紙1の土地について、昭和60年1月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は原告の負担とする。
- (2) 原告は、被告に対し、解決金として6万5,000円の支払義務があることを認める。
- (3) 原告は、被告に対し、令和元年12月19日、前項の解決金を支払い、被告はこれを受領した。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この決定に

定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

(別紙1)

物件目録

所 在 佐野市長谷場町字小又

地 番 229番3

地 目 宅地

地 積 52.55㎡